

**地方航空ネットワーク維持のための着陸料の引き下げについて**  
 ～国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示(平成十一年運輸省告示第百六十五号)の一部改正～

平成21年4月10日に公表しました「航空事業経営基盤強化のための支援施策パッケージ」において、「急速に悪化した景気の影響を受けて急落した航空需要に鑑み、運賃の引き下げ等による地方航空ネットワークの維持を図るため、平成21年7月から平成22年3月末まで着陸料の引き下げを行うこととし、対象路線及び軽減率について検討を行う」こととしていることから、下記を内容とする、「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示(平成十一年運輸省告示第百六十五号)の一部を改正する告示」を、本日、公布しましたのでお知らせいたします。

**1. 改正の概要**

急速に悪化した景気の影響を受けて急落した航空需要に鑑み、運賃の引き下げ等による地方航空ネットワークの維持を図るため、平成21年7月から平成22年3月末までの間、以下の通り着陸料の引き下げを行います。

地方航空ネットワークの維持のための着陸料の引下げ

		到着		羽田の軽減措置	
		羽田の軽減措置	国管理(羽田・伊丹除く。)・共用の軽減措置		
出発	羽田、伊丹、新千歳、福岡	軽減なし	7/10 →6/10	関空、広島、高松、松山、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、神戸、小松	9/10 →3/4
	その他(沖縄・離島等を除く。)	<del>9/10</del> <del>3/4</del> <del>7/10</del> <del>1/2</del>			訓練、函館、高知、美保、徳島、三沢
				旭川、帯広、秋田、山口宇部、女満別、青森、庄内、富山、鳥取、出雲、岡山	7/10 →1/2
				稚内、紋別、中標津、大館、能代、山形、能登、南紀白浜、石見、佐賀	1/2 →1/3

**2. 今後のスケジュール**

平成21年7月1日施行

**【連絡先】**

航空局監理部総務課企画室 山崎、竹内

TEL 03-5253-8111 (内線48152、48190)

03-5253-8695 (直通)